(質問の

答 弁 第 二 号昭和五十年十一月四日受領

内 閣衆質七六第二号

昭和 五十年十一 月 四日

内 閣 総 理大臣 三 木 武 夫

衆 議 院 議 長 前 尾 繁 三 郎 殿

衆 議 院 議員 渡辺武三君提 出会社更生法適用に . 伴 い発生する社会的不公正 \mathcal{O} 是正措置 に 関する質

問 に 対 Ļ 別紙答弁書を送付する。

衆 議 院 議 員 渡 辺 武 \equiv 君 提 出 会社 更生法 適用 に伴い 発生する社会的 不 公正 0 是

正

一措置

に関する質問に対する答弁書

一について

更生 会社 は、 債務を弁済するため、 できる限り利益を上げることを要するので、 更生会社が

そ \mathcal{O} 製 品 を 市 場 価 額 ょ り著しく 低 廉 な 価 額 で 販売するということは、 当 該 企 業 \mathcal{O} 再 建 を 目 的 کے

す る会 社 更 生 法 \mathcal{O} 建 前 に ŧ 反 する し、 ま た、 更 生債 権 者等 0 不 利 益 に ŧ な る 0) で、 管財 人 が そ

のような業務執行を行うことはないものと考える。

仮 に 御 指 摘 \mathcal{O} よう な 事 例 が あ り、 そ れ が 更 生 計 画 \mathcal{O} 遂 行 に支 障 を 来す ŧ 0) とす れ ば、 それ

は、 裁 判 所 に よる管 財 人 に 対する監 一督権 の行使により是正され得るものであると考える。

二について

更生 計 画 に お *(* \ て は、 その 作 成 時 点で予 想さ れ る不 動 産 \mathcal{O} 売 却 益 を基 準とし て 弁 済 条 項 が 定

8 5 れ る が 更 生 計 画 作 成 時 に お 1 て予 想 され た 額 を超 え る 収 益 金 が 生じたときは 原 則 とし

て、 繰上 一弁済 又 は 追 加 弁済等 の方法により、 その 超 過 収 益 金の分配が なされるべきも \mathcal{O} で あ

5 なみに、 裁 判 所 \mathcal{O} 実務も更生計 画に お **,** \ て、 あら かじ め超 過 収益に つい て の繰上弁済 条項

等が定められるのが通例であると聞いている。

三について

更 生 숲 社 \mathcal{O} 株 式 に 0 ζ, 7 は 減 資 率 が 九 \bigcirc パ] セ ン } 以 Ł に な る 0 が 通 例 で あ り、 過 大 0) 売

却 益 を 得 ること は 般 に は 期 待 で きず、 御 指 摘 \mathcal{O} ょ う な 投 機 買 1 は 通 常 は 考 え 5 れ な 7 ところ

で あ る か ら、 仮 12 投 機 買 7 が あ るとし て ŧ, そ \mathcal{O} 弊 害 を 是 正 す Ś 措 置と して、 御 指 摘 0) ような

更 生 会 社 \mathcal{O} 株 式 0 み を買 **,** \ 取 る 特殊 な機関 を設けることは適当でないと考える。

右答弁する。